

建設発生土 広域利用事業 名古屋土壌再利用センター



 **五洋建設株式会社**

 **株式会社サンドテクノ**

建設発生土広域利用事業

国土交通省の平成 30 年度建設副産物実態調査によると、建設工事において、1 億 3,263 m³/年もの建設発生土が場外排出されています。発生土を有効利用するうえで、土が一度に大量に生じたり長距離輸送が必要な場合は、バッファ機能を有する輸送拠点が不可欠になります。

五洋建設では、船舶による大量輸送を活用した発生土の広域利用に取り組み、土を集積・保管し、船舶で積み出す事業を展開しています。名古屋土壌再利用センターは、中部地域の発生土拠点基地として平成 30 年に開所しました。令和 3 年には、同敷地内に汚染土壌と建設汚泥の許可施設を開設し（グループ企業の㈱サンドテクノが運営）、土の統合基地としての整備を進めています。

名古屋土壌再利用センターの運用により、限りある資源である土のさらなる有効利活用を図ります。

建設発生土広域処理イメージ



建設発生土・汚染土壌・建設汚泥受入基準

種別 項目	建設発生土		汚染土壌	建設汚泥
	処分地 A	処分地 B		
適用法規	土壌汚染対策法	海洋汚染防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法
受入基準	指定基準以下 (土壌溶出量・含有量)	水底土砂判定基準以下	水銀を除く第二種特定有害物質 (濃度の基準の上限値なし)	特別管理型産業廃棄物の判定基準以下 (汚泥：水銀含有ばいじん等を除く) ※土壌汚染対策法指定基準超過を含む

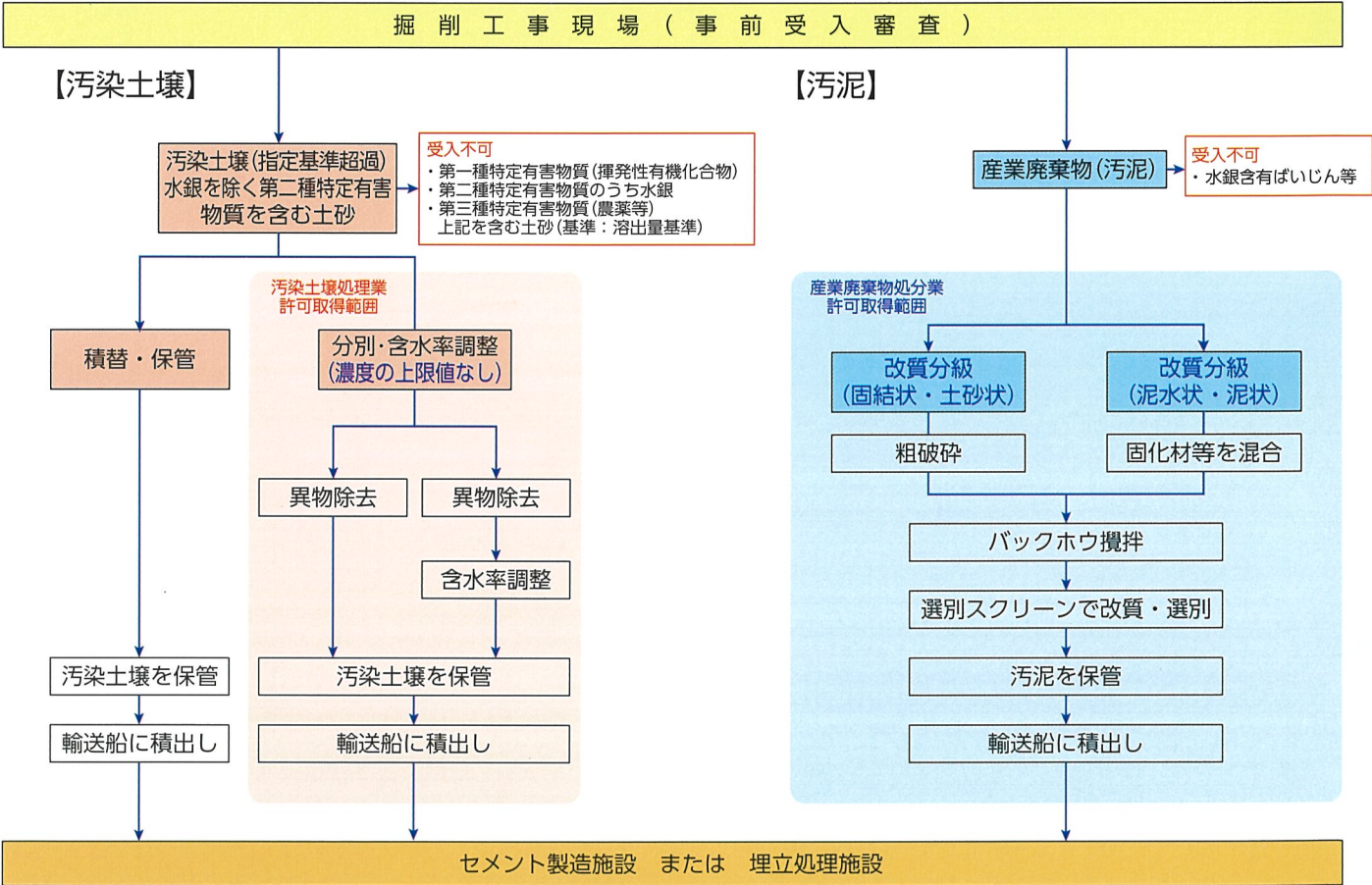
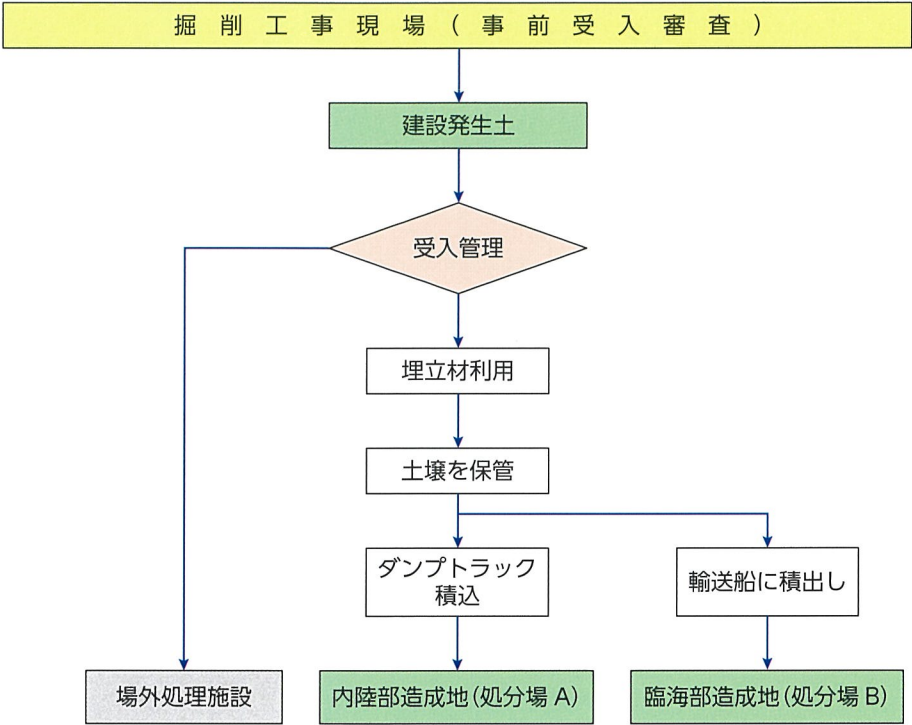
基準値一覧表

No.	項 目	土壌汚染対策法			海洋汚染防止法	廃棄物処理法 (特別管理産業廃棄物の判定基準)
		溶出量基準(mg/L) (環境省告示第 18 号)	含有量基準(mg/ kg) (環境省告示第 19 号)	第二溶出量基準(mg/L) (環境省告示第 18 号)	水底土砂判定基準(mg/L) (環境庁告示第 14 号)	汚泥(mg/L) (環境庁告示第 13 号)
1	クロロエチレン	0.002	-	0.02	-	-
2	四塩化炭素	0.002	-	0.02	0.02	0.02
3	1,2- ジクロロエタン	0.004	-	0.04	0.04	0.04
4	1,1- ジクロロエチレン	0.1	-	1.0	1.0	1.0
5	(シス-)1,2- ジクロロエチレン	0.04	-	0.4	0.4	0.4
6	1,3- ジクロロプロペン	0.002	-	0.02	0.02	0.02
7	ジクロロメタン	0.02	-	0.2	0.2	0.2
8	テトラクロロエチレン	0.01	-	0.1	0.1	0.1
9	1,1,1-トリクロロエタン	1.0	-	3.0	3.0	3.0
10	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	0.06	0.06	0.06
11	トリクロロエチレン	0.03(※)	-	0.3(※)	0.3	0.1
12	ベンゼン	0.01	-	0.1	0.1	0.1
13	カドミウム及びその化合物	0.01(※)	150(※)	0.3(※)	0.1	0.09
14	六価クロム化合物	0.05	250	1.5	0.5	1.5
15	シアン化合物	検出されないこと	50(遊離シアン)	1.0	1.0	1.0
16	水銀及びその化合物	0.0005	15	0.005	0.005	0.005
17	アルキル水銀化合物	かつアルキル水銀が 検出されないこと		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
18	セレン及びその化合物	0.01	150	0.3	0.1	0.3
19	鉛及びその化合物	0.01	150	0.3	0.1	0.3
20	砒素及びその化合物	0.01	150	0.3	0.1	0.3
21	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000	24	15	-
22	ほう素及びその化合物	1.0	4,000	30	-	-
23	シマジン	0.003	-	0.03	0.03	0.03
24	チオベンカルブ	0.02	-	0.2	0.2	0.2
25	チラウム	0.006	-	0.06	0.06	0.06
26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-	0.003	0.003	0.003
27	有機りん化合物	検出されないこと	-	1.0	1.0	1.0
28	銅又はその化合物	-	-	-	3.0	-
29	亜鉛又はその化合物	-	-	-	2.0	-
30	ベリリウム又はその化合物	-	-	-	2.5	-
31	クロム又はその化合物	-	-	-	2.0	-
32	ニッケル又はその化合物	-	-	-	1.2	-
33	バナジウム又はその化合物	-	-	-	1.5	-
34	有機塩素化合物	-	-	-	40(mg/ kg)	-
35	1,4- ジオキサン	-	-	-	0.5	0.5
36	ダイオキシン類	-	-	-	10(pg-TEQ / L)	3.0(ng/g)

※)土壌汚染対策法に基づく基準の見直し(令和3年4月1日から施行)
・トリクロロエチレン：(溶出量基準)0.01 mg /L、(第二溶出量基準)0.1 mg /L
・カドミウム及びその化合物：(溶出量基準)0.003 mg /L、(含有量基準)45mg/ kg、(第二溶出量基準)0.09 mg /L

建設発生土・汚染土壌・汚泥受入フロー図

【建設発生土】



名古屋土壌再利用センター施設概要

■本施設における4つのメリット

① 名古屋市内立地による位置的優位性

- ・陸上運搬距離縮減による経済性向上
- ・高速道路2路線に直近する利便性

② 大型船舶による大量輸送と24時間の受入体制

- ・10,000 t 級船舶が着岸する水深 -10m 岸壁
- ・大型ベルトコンベア 300 m/h による高速積出し
- ・工業専用地域で24時間受入可能

③ 汚染土壌と産業廃棄物(建設汚泥)の受入れも可能

- ・汚染土壌と建設汚泥を受入・処理できる施設を併設
- ・分別等処理(汚染土壌)、改質分級(建設汚泥)の許可を取得
汚染土壌処理業許可：許可番号 第10900010002号
産業廃棄物処分業許可：許可番号 第06420062304号

④ 臨海部立地を活かした大量のバッファ機能

〈保管容量〉建設発生土：36,000 m³ (3,000 m³：12区画)
汚 染 土 壌：4,579 m³
汚 泥：4,950 m³ (124 m³ピット：3基を含む)

【建設発生土保管ヤード】

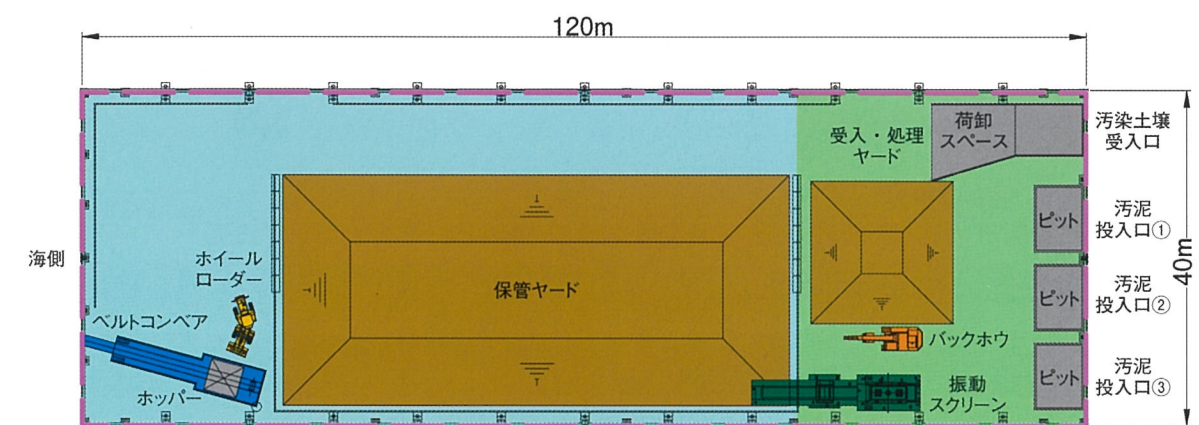
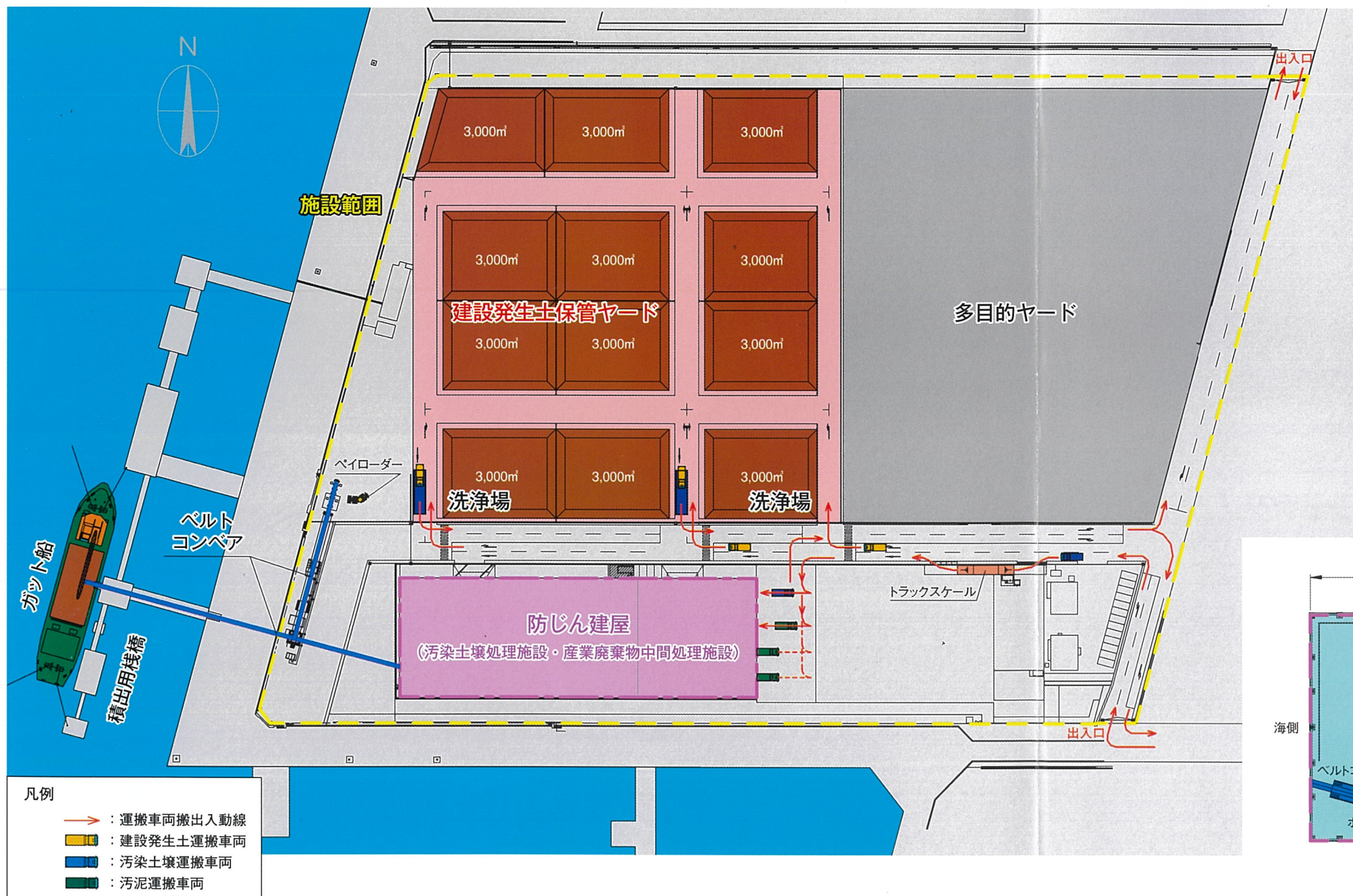
- 受入能力：最大 4,000 m³/日
- 保管容量：36,000 m³

【汚染土壌処理施設】

- 対象物質：水銀を除く第二種特定有害物質
- 構 造：防じん建屋
- 処理能力
(異物除去) 2,064 m³/日 (24時間)、86 m³/時間 (最大値)
(含水率調整) 3,715 t/日 (24時間)、155 t/時間 (最大値)
- 保管容量：4,579 m³ (処理前 399 m³、処理後 4,180 m³)

【産業廃棄物中間処理施設(改質分級)】

- 対象品目：汚泥 [水銀含有ばいじん等を除く]
- 構 造：防じん建屋
- 処理能力：5,016 m³/日 (209 m³/時間 × 24時間)
- 保管容量：4,950 m³ (処理前 770 m³、処理後 4,180 m³)



防じん建屋平面図

施設写真



受入・処理ヤード(汚染土壌)、受入ピット×3(汚泥)



振動スクリーン・磁力選別機
コンガラ・鉄くず等の異物を除去(処理能力: 209 m³/h)



4,579 m³の保管ヤード(ピット容量除く)



防じんミスト
ホッパー・ベルトコンベア(屋内)
ホイールローダーによる直接投入・定量供給



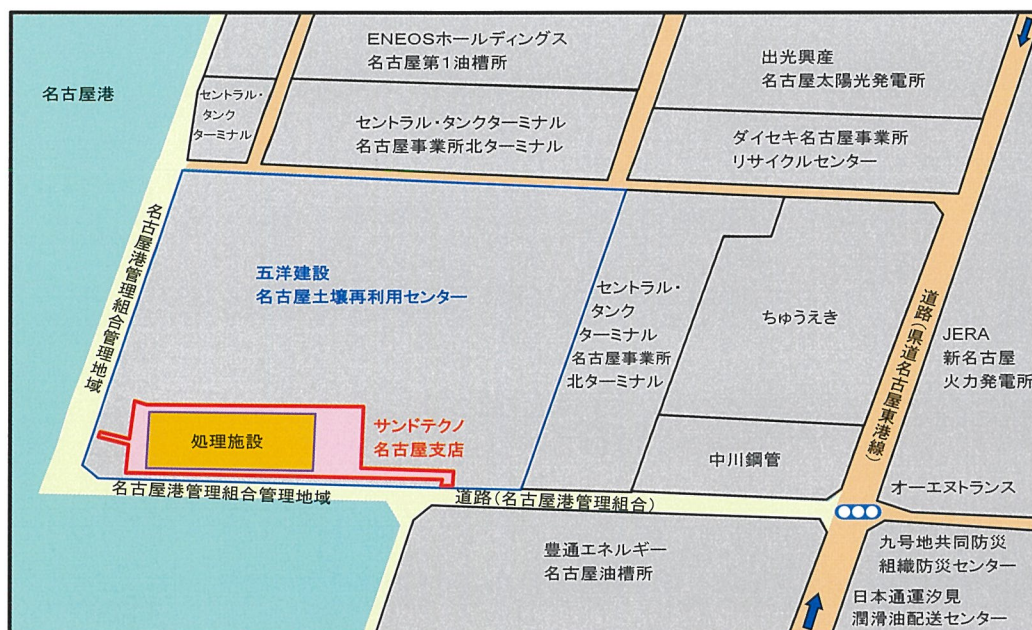
飛散防止カバー付ベルトコンベア(搬送能力: 300 m³/h)



建設発生土の積出し(屋外)



積出栈橋(-10m)



船見ICより

名港潮見ICより

五洋建設株式会社

【建設発生土】

〒455-0028 愛知県名古屋市港区潮見町 37-1
 TEL：052-209-8961 (名古屋支店土木営業部)
 FAX：052-201-3262

株式会社サンドテクノ

【汚染土壌・建設汚泥】

〒455-0028 愛知県名古屋市港区潮見町 37-1
 TEL：052-626-6075
 FAX：052-626-6076

【交通のご案内】

自動車《名古屋方面から》 名古屋高速 4 号東海線 船見出口より出て
 左折、右折、左折後、県道 225 号線南下
 (船見出口から所要時間 約 5 分)
 伊勢湾岸自動車道 名港潮見出口より出て
 県道 225 号線北上
 (潮見出口から所要時間 約 2 分)